

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和５年度第４回津市入札等監視委員会
2 開催日時	令和６年２月６日（火） 午前１０時から午前１０時５０分まで
3 開催場所	本庁舎 ４階庁議室
4 出席した者の氏名	（津市入札等監視委員会委員） 西川源誌、小川友香、奥島要人、山下謙一郎 （事務局） 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 総務部調達契約担当参事（兼）調達契約課長 川出浩也 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課工事契約担当副主幹 井原崇視 調達契約課主査 熊本尚弥 上下水道管理局長 内田博久 上下水道管理局次長 織田充彦 上下水道管理課長 谷口弘明 上下水道管理課契約財産担当主幹 岩城孝 上下水道管理課主査 土田朱音 下水道工務担当参事（兼）下水道工務課長 長谷和哉 建設整備課長 水谷誠 市営住宅課維持担当副参事 丹羽啓一郎
5 内容	(1) 入札・契約に関する報告について 入札及び契約手続の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	０人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 ０５９－２２９－３１２２ E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

1 入札・契約に関する報告について

(1) 入札及び契約手続の運用状況

(委員)

Q 防水修繕4件について、参加者数は5者となっていますが、4件とも入札参加者は同じだったのでしょうか。また、入札に参加可能な業者数を教えてください。

(事務局)

A 4件とも同じ業者が入札に参加しています。また、参加可能な業者数は31者です。

(委員)

Q 4件とも同じ落札業者ですが、その理由について事務局はどのように分析されていますか。

(事務局)

A 4件の修繕は最低制限価格を設定していませんので、各業者が最低制限価格と同額を入札し、くじ引きになるということは起こりません。落札者が他の4者より低い価格で入札した結果です。

(委員)

Q 落札者と他の4者の価格差はどのくらいあるのでしょうか。

(事務局)

A 津市市営西城山アパート屋上防水修繕の場合、税抜き金額ですが、落札者が318万円、2番手以降は385万円、390万円、401万円、406万4千円となっています。他の案件も同様の傾向で、落札者と2番手の差は数十万円程度となります。

(委員)

Q 4件の防水修繕は同日に開札されているとのことですが、修繕であっても工事の場合と同様に技術者の配置要件は設定されていますか。

(事務局)

A 工事と同様に技術者の配置要件を設定しており、1件の修繕につき1人の技術者の配置が必要となりますので、これら4件は別々の技術者が配置されています。

(2) 指名停止措置等の運用状況

質疑無し

2 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(1) 津興橋大規模更新事業橋梁（上部工）架設等工事

（委員）

Q 入札価格が税抜きで5億1千万円で価格点は79.45021点、4億8,339万円で価格点は80点という結果になっていますが、計算方法について教えてください。

（事務局）

A 本件は、落札業者が最低制限価格と同じ方法で算出した低入札価格調査基準価格に近い金額で入札し、宇野重工（株）が失格基準価格と同額で入札しています。価格点の差は0.55点程度です。これは、価格点の算出は入札価格が低入札価格調査基準価格を境に算式は異なり、低入札価格調査基準価格を下回る入札については、価格点が伸びにくくなっている計算式を採用しているためです。

なお、このような計算式を用いる理由は、高い価格点を得るために通常の入札では失格基準価格に近い金額で入札することはダンピング受注防止の観点から望ましいことではないため、価格点が伸びにくい算式を設定し、過度な価格競争にならないようにしたものです。

しかし、現在の計算式では仮に予定価格と同額で入札した場合の価格点は約71.4点であるため、価格点は71.4点から80点の間となり、実質的には価格点が8.6点と価格以外の評価点20点の配点となっている現状がありますので、配点の認定方法等は他市の事例等を研究していきたいと考えています。

（委員）

Q 工事成績点と工事实績点の算出方法について教えてください。

（事務局）

A 工事成績点については、直近3件の工事成績の平均点を抽出案件資料に記載の計算式に当てはめて算出したものです。工事实績については、同種・同規模工事の元請実績件数を資料に記載の計算式に当てはめて算出したものです。

（委員）

Q 本件を工事成績重視型で発注した理由を教えてください。

（事務局）

A 本工事は大型で高い技術力が必要な工事ではありますが、橋梁の工場製作がメインであり、技術的な工夫の余地が小さいことから、過去の同種工事の工事成績や施工実績等を指標に本工事の品質を確保する工事成績重視型で発注しました。

(委員)

Q 天神第2雨水幹線築造工事の評価項目と比較しての質問ですが、「他工事の受注状況」の評価項目を削ったのはなぜですか。

(事務局)

A 天神第2雨水幹線築造工事は市内本店業者のみを対象とした案件ですが、本工事は市外業者も対象となります。手持ち工事量は受注の偏りをなくすこと、企業の技術者数に対して受注件数が多くなりすぎないようにすることを目的として、市内本店業者のみが対象となる工事について設定したものです。市外業者を対象とする工事は、毎年発注するような工事ではないため、受注の偏りが起こらないこと、規模の大きな市外業者は技術者の数が多く、本市の工事を1件受注したとしても受注件数が多くなりすぎることではないことから、市外業者も対象とした総合評価落札方式の評価項目からは削除しました。

(委員)

Q 入札参加者が2者しかいませんが、参加業者を増やすことはできなかったのでしょうか。

(事務局)

A 結果として応札は2者でしたが、入札参加条件を満たす業者は少なくとも16者いることを確認しており、競争性は確保したものと考えます。なお、本市に限らず三重県内の同業種の同規模工事においても参加者は少ない状況となっています。

(委員)

Q 参加資格要件で経営事項審査の1,000点以上となっていますが、1,000点に根拠はあるのでしょうか。それとも案件ごとに個別に設定しているのでしょうか。

(事務局)

A 本市では、経営事項審査の総合評定値を求める条件付一般競争入札については、国交省の通知を参考に、一般土木工事及び建築工事では1,200点、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事は1,100点、それ以外の工事は1,000点として運用しています。

(委員)

Q 統一された基準は決まっておらず、案件ごとに設定していないということでしょうか。

(事務局)

A 案件ごとに設定しているのではなく国の通知等を参考に運用の基準を本市においてあらかじめ設定しています。状況に変化があれば運用基準そのものを見直すこととなります。

(委員)

Q 総合評価値が1,200点の業者と1,000点の業者というのはどのような違いがあるのでしょうか。

(事務局)

A 総合評価値は技術者数や完成工事高、経営状況等に算出されており、規模が大きい業者ほど高い点数になる傾向があります。参考として本市の土木業者で言いますと、格付A1で最も総合評価値が高い業者が1200点ぐらいで、2番手が1,000点以上といった状況です。

(委員)

Q 価格評価点の算式が2種類あるとのことですが、この算式は国土交通省等から示されたものなのでしょうか。

(事務局)

A 価格点の算式について示されたものはございませんが、三重県や近隣自治体の算式を参考にしながら決定しています。

(事務局)

A 価格点の配点や評価項目については自治体ごとの考え方があるため、決まった配点や評価項目はありません。ただし、配点や評価項目については、第3者からなる三重県公共工事等総合評価意見聴取会に諮っており、透明性・公平性を確保するよう努めています。

(委員)

Q 本工事は、工事成績や工事实績の差で業者が決まっていますが、このような配点とした意図を教えてください。

(事務局)

A 本工事は工事成績点と工事实績点の合計で7点あり、市内本店業者を対象とした案件に比べ、履行の確保をより重視した配点としたものです。

(事務局)

A なお、落札業者は市内に工場を有することから、市内支店業者等として0.5点の加点をしており、地元業者を優先する評価項目もございます。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(2) 津市市営高洲住宅（14－8ほか5戸）屋根塗装替修繕

(委員)

Q 本修繕は参加者が2者と少なく、落札率も高くなっています。この結果になったことについて、事務局はどのように分析していますか。

(事務局)

A 本修繕に参加可能な業者数は52者いますが、本修繕は入居中の住宅塗装であり、一般的な公共施設の塗装に比べ調整が困難であることから、

多くの業者が参加を見送ったのではないかと考えています。

落札率が高い原因については高洲住宅は毎年数件ずつ塗装修繕を行っていますが、毎年落札率が高い状況が続いており、過去の落札率を参考にしながら今回の入札額を決めているのではないかと考えています。

抽出案件ではありませんが、大井住宅の塗装修繕についても同様の傾向があり、入居者との調整がネックになっているものと考えます。仮にこれらの案件の入札参加者を市外に広げたとしても、入居者との調整がネックになることには変わりなく、参加者が増えることはないと考えています。
(事務局)

A 市内で52名の業者が参加可能であっても応札者が2名のみということとは、現場に精通しているかどうかというのが影響しているのではないかと推測しています。

(委員)

Q 過去の同じ住宅の修繕で、今年度の落札業者以外に何者程度が落札していますか。

(事務局)

A 高洲住宅は落札業者のほかには1名、大井住宅は落札業者のほかには4名となっています。

(委員)

施工にあたっては住民との人間関係が重要になってくるので地元で精通している業者でないと参加をためらってしまうということなんですね。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(3) 天神第2雨水幹線築造工事

(委員)

Q 参加者全員が（低入札価格調査基準価格と）同額での応札となったことについて、事務局はどのように分析されていますか。

(事務局)

A 本件のような高額な工事は業者の受注意欲が高く、入札結果からみても、参加者のいずれもが低入札価格調査基準価格を狙った結果、低入札価格調査基準価格における全者同額での応札になりました。

また、全者が低入札価格調査基準価格を読み当てられたことについては、発注時において、積算における詳細な情報が掲載されている工事費積算参考資料を公開しているため、業者にとって、予定価格の高低に係わらず、低入札価格調査基準価格を精密に予測することが可能な状況であることが要因であると考えております。

(委員)

Q 参加業者以外で、落札者と同程度の工事成績を有する業者はどのくらいいるのでしょうか。

(事務局)

A 落札者と同程度の工事成績を有する業者について、最高点数である4点を得ることのできる平均点8.3点以上を有する業者として回答させていただきます。工事成績に係る評価点は資料13ページに示すように算出しており、本工事への参加資格があった業者は土木一式の格付がA1・A2である51者のうち平均点が8.3点以上となる業者は参加業者である落札者のアイケーディ及び当該入札参加者の東海土建の2者のみで、参加業者以外にはありませんでした。

(委員)

Q 本工事を「工事成績重視型」で発注した理由を教えてください。

(事務局)

A 本工事は幅員4m未満の狭隘道路で地下水位も高く施工条件が悪いなかでの施工で、地下水位をコントロールしながら掘削し、内径幅2.3m高さ1.5m及び内径幅1.8m高さ1.5mのプレキャストボックスなどを築造する工事です。

本工事においては、高い工事品質を確保するため、同種同規模工事における施工実績や高い技術力の下、発注者が示す仕様に基づいた適切かつ確実な施工が求められますが、本工事は標準的な工法で施工されるものであり、工法的には難易度の高い内容ではないことから、技術提案ではなく工事成績重視型を採用し発注を行ったものです。

(委員)

Q 価格以外の評価点の内訳において、(株)アイケーディと東海土建(株)は工事成績点数が4点をとっています。配置予定技術者の工事成績点数や工事実績点数についても、同じように高い点数をとれるのではないかとと思うのですが、東海土建(株)が業者としての工事成績点数や工事実績件数に比べて配置予定技術者の工事成績点数や工事実績点数で0点となっているのはどういうことなのでしょうか。

(事務局)

A その業者において高い工事成績点数や実績をもっている技術者が、他工事に配置されているなどの理由で、本工事にはその技術者を配置することはできないが、本工事を受注したいということで津市においての過去5年の土木工事の成績点数と下水道工事の実績がない技術者を配置予定としてきたためと考えています。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。